

■申請書について

※**提出部数 2部**(複数枚の証明が必要な場合 ⇒ 必要部数+1部)

※申請書の記載欄「2～5」は、認定特定創業支援等を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。

また、既に事業を開始している場合は、その内容について記載ください。

■各種支援制度を活用される場合の注意事項について

1. 会社^{※1} 設立時の登録免許税の減免

(1)創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることができます。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減)されます。

(2)特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3)本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例

(1)無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続きを行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2)本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1)特定創業支援等事業により支援を受け創業を行おうとする者または創業を行った者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ対象として、同資金を活用することができます。(別途、審査を受ける必要があります。)

(2)本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

4. 対象者

創業を行おうとする方もしくは創業後5年未満の個人又は法人

5. その他

証明書の有効期限内でも、法律の改正などで特例が適用されなくなる場合があります。

証明書を交付する皆様へ

⇒その後の創業状況を定期的にお聞きすることがありますので、ご協力をお願いします。